

(誕生日がH21.4.2日以後の方)。

① 心身障がい福祉センター・西部療育センター・東部療育センター（3センター）へご相談ください。

② いずれかのセンター（指定障がい児相談支援事業者）との契約が必要です。

障がい児支援利用計画（案）作成の契約

指定障がい児相談支援事業者と障がい児支援利用計画作成の契約をします。

障がい児支援利用計画（案）作成・交付

指定障がい児相談支援事業者がご自宅を訪問し本人・家族の意向をもとに障がい児支援利用計画案（仮の計画）を作成します。

障がい福祉サービスのみを利用する場合⇒③の手続きを行ってください。

障がい福祉サービスと通園施設を併用する場合⇒③、④の手続きを行ってください。

通園施設のみを利用する場合⇒④の手続きを行ってください。

③ 障がい福祉サービスを利用する場合は、お住まいの区役所へ障がい福祉サービス等の支給申請書類を提出して下さい。

計画相談支援（※1）・障がい福祉サービス等に関する支給申請

障がい福祉サービスの利用に係る申請書を区役所へ提出。

計画相談支援（※1）・障がい福祉サービス等の支給決定（受給者証発行）

区役所から保護者へ受給者証が発行されます。

（※1）障がい福祉サービスのみを利用する場合は障がい児相談支援でなく計画相談支援の支給申請及び支給決定が必要です。

④ 契約したセンターへ障がい児相談支援申請書類を提出して下さい。

障がい児相談支援支給申請

申請書を3センターを通して子ども総合相談センターへ提出。

障がい児相談支援・障がい児通所支援の支給決定（受給者証発行）

子ども総合相談センターから保護者へ受給者証が発行されます。

⑤ 契約したセンターがサービス調整を行います。

サービス担当者会議

本人や家族、サービス提供事業者の担当者とサービス内容などを話し合い計画を作成します。

計画の作成

本人の同意を得て、計画の内容を確定します。

⑥ 契約したセンターが継続して支援します。

モニタリング

相談支援専門員が定期的にご自宅を訪問し、サービス利用の調整などを継続して支援します。